

定 款

2020（令和2）年6月版

ホリイフードサービス株式会社

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、ホリイフードサービス株式会社と称し、英文ではHoriifoodservice Co.,Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 飲食店の経営
2. 食品、酒類及び清涼飲料水の販売
3. 前各号に関連する商品及び原材料の輸送、保管業務
4. 不動産の賃貸借、仲介並びに管理業務
5. 店舗、内装の企画・設計・施工並びにコンサルティング業務
6. 飲食店の賃貸借及び飲食店に関する事務受託及び経営指導業務
7. 前1号及び2号に関するフランチャイズチェーンシステムによる事業の運営
および加盟店の募集、並びに加盟店の指導業務
8. 飲食店に関する研究、研修、教育、広告宣伝の受託
9. ビル及び店舗の設備管理および清掃請負業務
10. 一般廃棄物および産業廃棄物収集運搬業
11. 農業および牧畜業、並びに農林水産加工品の製造販売
12. 日用雑貨品、屋内装飾品、文具類、事務用機器、衣料品、玩具、スポーツ用品、
観光土産品の販売
13. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を茨城県水戸市に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、2,028万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規程)

第8条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

(単元未満株式の買増請求)

第10条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式を併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。

第3章 株主総会

(基準日)

第11条 当会社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる

株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(参考書類等のインターネット開示)

第15条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合は、株主または代理人は代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第17条 当社に取締役10名以内を置く。

(選任)

第18条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会)

第20条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

② 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることで取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認事項があったものとみなす。

④ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程によ

る。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

② 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(相談役及び顧問)

第22条 取締役会の決議により相談役及び顧問を置くことができる。

(取締役との責任限定契約)

第23条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第24条 当会社に監査役5名以内を置く。

(選任)

第25条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第26条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(常勤の監査役)

第27条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役との責任限定契約)

第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役会の招集通知)

第29条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第6章 計 算

(事業年度)

第30条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第31条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

第32条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第33条 期末配当金及び中間配当金が支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

制定	1983（昭和58）年3月17日
改訂	1993（平成5）年5月25日
改組	1993（平成5）年7月1日
改訂	2003（平成15）年9月12日
改訂	2006（平成18）年1月27日
改訂	2006（平成18）年6月27日
改訂	2006（平成18）年9月11日
改訂	2006（平成18）年12月6日
改訂	2007（平成19）年6月21日
改訂	2008（平成20）年6月27日

改訂	2009（平成21）年 1 月 5 日
改訂	2009（平成21）年 6 月26日
改訂	2010（平成22）年 6 月25日
改訂	2013（平成25）年 7 月 1 日
改訂	2017（平成29）年 6 月29日
改訂	2020（令和 2）年 6 月29日